

久布白落実の廃娼論をめぐって

—女性福祉の視点から—

嶺 山 敦 子*

I. はじめに—問題の所在と研究史—

1. 問題の所在

久布白落実¹⁾は日本キリスト教婦人矯風会(以下、矯風会)²⁾において活動した婦人運動家として知られており、廃娼運動や性教育、また婦人参政権運動等に取り組んだ人物である。その生涯をたどったものとして、池末(1972)、高橋(2001)、瀬山(2004)、松倉(2009)などの研究が存在している。また、2009年には初の久布白落実著作集³⁾も刊行され、史料がより身近なものとなり、研究しやすくなったという状況がある。久布白は廃娼運動や婦人運動の歴史の中で取り上げられることはあるが、社会福祉の歴史において注目されることは従来あまりなかった。上記のような人物伝的研究は存在するが、久布白の生涯における活動をその論稿から詳細に分析したものは管見の限り見出すことができない。しかしながら、久布白は運動を通して女性の人権確立や福祉につながる様々な活動に取り組みながら、多くの論稿を残し、人々に働きかけを行っていた。松倉(2009:146)は久布白を「女性福祉の先駆者」と位置付けているが、社会福祉の歴史において彼女のような女性運動家たちの位置付けを検証していくこと、またその運動と女性福祉⁴⁾とのつながりを研究することは重要課題であると考ええる。

久布白は「運動と福祉は矯風会の車の両輪」(高橋 2004:9)という言葉を残しているが、彼女の取り組んだ運動と女性福祉の関係を分析していくことは筆者の久布白落実研究の目的の一つである。福祉の実現には運動が必要であり、また、運動の実施にあたっては何のためであるのか、誰のため

のものであるのかという視点が不可欠である。久布白が取り組んだ運動の根底にあった思想を分析し、女性福祉にどのようにつながるのか、またつながらなかったのかも考えていきたい。『廃娼ひとすじ』という自伝も存在するように、廃娼論は久布白の論稿の大部分を占め、久布白研究においてその分析は不可欠である。

さて、久布白が廃娼運動に取り組むきっかけはどのようなものであったのか。アメリカ滞在時の1906年に日本人売春宿調査に立ち会う機会があり、「自分の意思でやっている」と言う日本人の売春女性たちに衝撃を受けたことが廃娼運動に取り組む原点であったと述べている。その後日本に帰国した久布白は矯風会機関誌『婦人新報』の記事に刺激を受け、自身の廃娼論を『婦人新報』に投稿した。1916年に矯風会総幹事に就任し、運動に取り組みながら、廃娼や性の問題をテーマとした多くの論稿を残している。

久布白は1928年に第2回世界宣教会議(エルサレム会議)に出席し、労働問題に関する見識を深めるが、本研究においては、『婦人新報』を中心として、久布白の矯風会総幹事就任時(1916年)から1930年前後までの期間を中心にその廃娼論の分析を行う。

2. 研究史

先行研究においては久布白らキリスト者女性が取り組んだ廃娼運動について、どのような評価がなされてきたのか。林(2001:21)が『『人権闘争』と『戦争協力』を両極として、振り子のように揺れ続ける廃娼運動への評価』と指摘したように、廃娼運動については多くの研究者によって様々な

キーワード：久布白落実、廃娼論、女性福祉

*関西学院大学大学院研究員

評価がなされてきた。

村上(1972:137-139)は廃娼運動を評価し、「社会運動としてこれほど一貫した息の永い運動はなかった」、「明治年間ただひとつの根源的な人権闘争」であったと述べている。また、倉橋(2010:97)は廃娼運動家について、「彼らの限界は容易に指摘できる」が、「限界を持ちながらも、とにかく、彼女たちがいくたの迫害をものともせず、長期にわたって、廃娼運動を戦ったという面を肯定的に評価すべきである」としている。また小野沢(2010:17)は公娼制度について民衆史と国際関係史の視点から分析し、「(廃娼)運動の担い手たちが、さまざまな官制運動との接点があったことは事実であるが、……その方向性を根本的に異にしていた」と指摘している。

一方で、「社会科学的分析の視点が軽視・無視されがちで、『純潔』思想と『貞操』道徳がことさら強調されがちであった」ということ、「婦人矯風会や廓清会にとっては、芸娼妓がおかれていた社会の仕組みや制度について根本的に変えていくとする発想は希薄だったと思われる」(鈴木1998:32)、「国内労働者階級の同性に対する共感の不在」(藤目1997:333)というように貧困や社会構造の視点の欠如が指摘されている。また、「醜業婦」という言葉を用いていたことから、売春女性に対する人権感覚の欠如について批判されてきた。森岡は矯風会と救世軍の娼妓救済活動を比較し、同じ「醜業婦」という言葉を用いながらも、救世軍には「矯風会のように、『賤業婦』と蔑む態度」(森岡2001:11)がなかったことや娼妓の捉え方の違いについて指摘した。矯風会は「婦人を男子と等しく人格をもつ存在とみる人間平等観に立ち、それゆえにこそ一夫一婦でなければならぬと主張するのだが、娼妓を無教育な『実に憐れむべき者』と見下した」が、救世軍には「窮状にある者を見捨ててはおけない人間兄弟観」(森岡2001:12)が存在したと述べている。

また戦争協力との関係から久布白ら矯風会の廃娼運動を分析した研究も存在する。戦争に加担した理由として、「個人の身体や性の国家管理を是とする認識と、その認識に基づいた運動の方向性」や「公娼制度が女性差別であるという単純な事実について無自覚であり、したがって廃娼運動を女

性の人権問題として展開しえなかった点」(田代1999:139)などを指摘した。片野(1998:218-219)は天皇制と矯風会の廃娼思想との関係を分析し、矯風会の人々の「信奉する性道徳は、神と天皇の名において二重に権威づけられ、絶対視され神聖視されさえる」ということ、「直接に国家と結びつき、時にはひとり歩きをはじめ」、「娼婦や芸妓は神聖なる男女関係と国家とを穢す存在」とされ、「彼女らは救済の対象とはなりえても、運動をともにする対象ではなくなる」と指摘している。

このように先行研究において久布白らが展開した廃娼運動に対する様々な評価が存在する。久布白の廃娼論はどのようなものであったのだろうか。彼女の論稿を読み進めていくと、廃娼問題や売春を道徳問題としてだけではなく、「貧の問題」や「経済問題」として捉えたもの、さらに婦人労働を論じたものなども1910年代後半から存在していた。石月(1996:105)は矯風会研究の課題の一つとして「女性労働との関係について」を挙げたが、確かにこれまでの研究ではあまり取り上げられていない。また、指摘されたように「醜業婦」観の存在は否定できるものではないが、婦人の権利や人権という観点からも廃娼論を展開している。

本研究においては、久布白落實研究の一環として、女性福祉の視点からその廃娼論を明らかにしていく。先行研究をふまえた上で、久布白の労働問題・経済問題への言及も視野に入れ、それらの視点をどのように運動に生かそうとしたのかを見ていきたい。

なお、歴史研究としての時代状況をふまえて、引用文中の「醜業婦」や「賤業婦」等についてはそのまま使用した。

II. 廃娼運動への道程

1. 廃娼運動の原点—久布白と「日本人醜業婦」との出会い—

久布白は女子学院卒業後、父母のいるハワイに渡り、1904年からともにアメリカで暮らす。1906年にサンフランシスコ大震災が発生したが、その後「日本人醜業婦問題」(当時、日本人女性が海外に売春のため渡航していた問題)に直面して

いた。久布白はオークランドの白人第一組合教会の牧師ブラウンに「今日支那町へ行くから、通訳に来て貰えないか」（久布白 1915a：4）と言われ、同行した。警部長の案内で支那町の売春宿へ行き、ブラウンは1人1人の女性に、「君等は無理にやらされてるのか、或は自分の意思でやるのか」と尋ね、「自分の意思なら仕方がない、無理なれば奴隷だから、米国の法律に照らして解放（即ち自由廃業）さす」（久布白 1915a：4）と述べた。しかし日本人女性たちは、「皆云い含められでもしたのでしょう、異口同音に自分の意志です」（久布白 1915a：4）と答えた。久布白はこの時について、「生来こんな恥ずかしい思いをしたことはありません。外国の牧師と、警官の前で、妙齡の日本婦人が揃って何十人とかかる家に居るのを見た時の苦しさは今に忘れられません」（久布白 1915a：4-5）と表現している。

久布白はその時まで「女性として、妻として、また母としての日本婦人は、決して世界のどの女性にも劣りはしない。殊に其貞操の点に於いては、大部分の日本婦人は己が身を以てその貞操を守っている」（久布白 1931：11）と考えていたため、「これだけ数千年来貞操を以てきたえこまれた日本婦人が、その一部に於いてかくまで平気で醜窟の中でその身をゆだね得るとはどうした事であろう」（久布白 1931：12）と考えた。その理由は、第一に、「日本の国に於いては、一般の婦女子は堅固に護られている。然しながらその中の一部に対しては、政府も、社会もこれを公に認めて、全く性的娯楽の供給者となしている。一度娼婦となったからには彼等は前借にしばられて、抜きもさしもできないのである。売春行為がその日の口を糊する。唯一つの道となっている。恥じていては生きて行かない」（久布白 1931：12）ということ、第二に、「日本には貞操という言葉はある。然しこれは女性の道德であって、当時男子という文字と貞操という文字を並べてかいたのをついぞ見た事もなかった」（久布白 1931：12）ということを挙げている。第一の理由からはこの時点において久布白は、日本の女性が「一般の婦女子」と「性的娯楽の供給者」すなわち娼婦に二分されていることを認識し、また第二の理由からは男女不平等な貞操に気が付いたことが窺える。この出来事は久布白が廃娼運

動に突き進む大きなきっかけとなった。

2. 1915年における久布白の廃娼論

その後、1910年に久布白直勝と結婚し、シアトルに住むようになった。長男明、次男正の誕生後1913年に日本に帰国し、夫に大阪教会から正式の招聘が来る。しかしながら、直勝の病気のため、高松で静養しつつ働くことになった。高松滞在中に、三男三郎が誕生する。久布白の『婦人新報』への投稿記事は矯風会総幹事に就任以前にも存在し、本格的な活動に取り組む以前の久布白の価値観を読み取ることができる。

久布白（1915a：5）は「海外醜業婦は内地から溢れ出たものです。公娼を認可し、男子の姦淫を不問に置く我が国から、自然の勢いで溢れ出したのです。要は内地の根本的改善に待たなければなりません。公娼絶廃、男子姦淫処刑の厳然たる法律が出来て内地から清まらなければ、決して海外醜業婦計りを取締ることは出来ないと思います」と述べている。また、久布白（1915b：5）は「公娼を廃すれば密売が増えると言って之れに反対する人があります。然し世の中に誰れも盗賊が絶えぬと云ってどろぼう公認を主張する人はありますまい。盗人はものを盗む丈けですけれど、娼婦は人の身体と魂とを盗みます。人格どろぼうです」と記している⁵⁾。

これらの記述から問題を売春女性というよりは、公娼制度という仕組みに置き、その廃止を強く求めていることがわかる。また売春女性を「人格どろぼう」と表現したことから、性を人格と結び付いたものとして捉えていたことが窺える⁶⁾。

3. 廃娼論の投稿と矯風会総幹事への就任

1915年、久布白は矯風会が大正天皇御大典を記念し、向こう6年間を期して、廃娼を実現するために大会決議したという『婦人新報』の記事⁷⁾を読んだ。その時にオークランドの「日本人醜業婦」について思い出し、自分はどうしてもこの運動を助けなければならないという気持ちが湧き立ち、年末に自ら執筆した廃娼論を矯風会の本部に送った。その中で久布白（1916a：8）は「我等の敵」として「芸娼妓を要する社会」、「芸娼妓なくしては日常の交際もよくせぬ男子」、「子女に芸娼妓を

強いる文盲なる父兄」、「日本の道徳観念」を挙げている。公娼を必要とする社会や男性、また、そういったことを許容する日本の道徳の問題性を明確に指摘している。さらに日本を「劣等な、腐れきった社会」と記し、個人や社会を教育する必要性について述べている。「芸者も娼妓も、人の子」であり、「彼等のその周囲、教育、境遇が、彼らをして忌むべき境遇に陥れて居ります。殊に娼妓の如き、売買の約定より、其の生活状態に至るまで、純然たる奴隷であることは何人も否みません」と述べている。このように久布白は売春で生計を立てざるを得ない環境が問題であると捉えていること、公娼制度を奴隷制度と捉えていることがわかる。また、廃娼後についても言及し、「解放して為すべき事は救済」、「廃業後の身の振り方」(久布白 1916a : 9) と述べている(当時、救世軍は自由廃業の実行を助け、矯風会は慈愛館⁸⁾で生計の道を立てるよう導いていた)。

久布白のこの記事は矯風会内で大きな反響を呼び、当時の矯風会の中心的人物であった守屋東⁹⁾は久布白を会に招こうと思いつく。病人である夫も子どもも抱えている久布白を招くことに対して矯風会の中では様々な反対意見もあったが、守屋は久布白を引き出しにかかった。半年を経てようやく1916年に久布白は上京し、矯風会の総幹事に就任した。

久布白が専任幹事になった時、「向ふ六カ年を期して、全国の公娼を全廃すること」(大正4年度の大会の決議)は大正の義務であることを強く主張している。さらに公娼制度は国家の恥辱であり、1年は準備のうちにすぎたので、残る5年で公娼全廃運動基金を作り、新聞雑誌を用い、演説会を開き、遊説員を派遣し、全国各学校に懸賞文学を募るなどという運動の方法を挙げている。「公娼廃止は我国の改革の上から云えば、ホンの第一歩に過ぎぬ」(久布白 1916b : 8) と述べたことから、久布白が廃娼を最終目的とは考えていないということが窺える。

4. 廃娼運動の具体策一「五銭袋運動」一

久布白は最初に公娼制度撤廃に対する世論教育の具体策として、「公娼全廃運動資金」という小さい袋を作り、「五銭袋運動」を始めた。「五銭袋

とは住所や氏名を袋に書いて、カンパに応じてもらうものである。久布白はいくら大正10年を目指して廃娼を唱えても、人々の心に廃娼の必要性を浸透させなければ実現できないと考え、積極的な教育運動の一環としてこの運動を実施した。啓発と資金作りのための運動である。この袋を何万と作り、全国の支部に送った。運動はおよそ10年継続し、教育的効果と共に廃娼運動の資金となる。

久布白(1916d : 6)は政府の私娼撲滅という施政方針を踏まえて、売春を「悪だから禁ずるといではなく、隠れてするから禁ずると云う結果になれば、男子と生まれて一度位行ってもよいと大威張りを出掛けるものがないとも限りませぬ」というように、売春を公に許すことの問題性をはっきりと指摘している。公娼廃止後の策としての救済事業の必要性にも言及しており、大久保の慈愛館の例を挙げ、「婦人に職業を与え正しき生活の道を与え、これを保護誘導するという事業」(久布白 1916d : 8)が全国各地に起こるべきであると述べている。

1916年に飛田における新遊郭指定地の問題¹⁰⁾があった。この問題に対して、矯風会と廓清会は手を連ねて、宣言書を出し、当局者に陳情し、教会や教育家に訴え、公開演説や小冊子により一般の世論を喚起し、戦っていた。具体的な活動内容として、久布白(1916g : 8)は、「男女貞操問題を掲げ、宗教家、教育家、其他有志の方々の援助を得てこの問題につき到る所で講演会を催し、一夫一婦の立場よりこの問題について考究して居ります、又大阪に於いては飛田問題を掲げて直接遊廓指定地取消を極力運動し、これが為更に全国に訴えて千五百万の運動費を募集……慈愛館に淪落婦人を收容し、実地救済に勤めて居ります」と述べた。しかしながら、こうした努力にも関わらず、飛田遊廓指定地取消運動は敗れることになる。この後、女性が力を持つ必要性を感じ、婦人参政権運動の取り組みにつながっていく¹¹⁾。

久布白(1917c : 5)は1916年の一年間の経験をもとに、公娼全廃を達成するためには、教育運動と直接運動の2つの大道より進まなければならないと考えた。教育運動としては五銭袋、そしてそれを資金に講演会(男女貞操問題講演団)、小冊子(「公娼私娼全廃の理由」、「何故に余は公娼私

娼の全廃を主張するか¹²⁾、「ナゼ?」や懸賞文学を挙げている。直接運動としては、全ての府県で遊廓廃止の戦いを進めていくことが大切であるとしている。

Ⅲ. 久布白落実の廢娼論

1. 「男女貞操」思想

林(2001:7)は久布白の「貞操」思想が画期的な理由として、「もっぱら女性の『処女』との関連で論じられていた『貞操』を男性の問題として論じ、かつ男性の『性欲』を『本能』として自明視することを否定した点である」と述べている。久布白の「男女貞操」思想はその廢娼論の特徴をなすものであるので、詳しく見ていくことにする。

久布白(1916c:5)は「今日の青年男女の心を打ち破って見れば古来の貞女を以て鏡とする女子到って少なく、又従来の家族制度に安んじて束縛せらるる男子殆ど無しと申してもあまり過言では御座いますまい」と現状を指摘し、最も必要なものは「厳然たる男女間の貞操に関する根本思想」であり、「其人格に於いても其体力に於いても又其力量に於いても、我が敬に値し愛を捧ぐるに足る人物を得るまでは、此身を神の宮として護るべしと云う莊嚴なる責任觀念」(久布白 1916c:5-6)が男女両方に植え込まれる必要があると述べている。また今日まで女性に要求され、教えられた徳は「従順、謙遜、忍耐、犠牲等」であり、「一個の人間」(久布白 1916c:6)として育てられてこなかったと指摘し、「道德上、物質上、二重の枷に締められて今日の卑屈なる婦徳」(久布白 1917e:6)を生み出していると考えた。従来「貞操」は「女の所有物否むしろ占有物」のように考えられてきたが、「是れが抑々間違いの源」、「今日までの貞操は屈従の別名では御座いますまいか」(久布白 1916f:5)とその問題性を指摘している。矯風会が長年主張してきた「一夫一婦の制」は男女貞操思想に立つものであり、「一人の男子と、一人の女子が互いに対し、互いに愛して始めてここに神聖なる恋愛が生じます……男子も女子も生死を通じて其恋愛を守って始めて真の貞操と云う事が出来ます、貞操は相対であって又絶対です」(久布白 1916f:6)と述べている。今後は「婦

人に見識を具備させること」(久布白 1916c:6)や「婦人に自己の尊厳を悟らしむることと自活の力を与えること」(久布白 1917e:7)が大切であると主張した。

これらの記述から久布白の考える「貞操」は従来のように女性だけに屈従を強いるようなものではなく、男女共に守るべきものであり、男女平等を主張するものであることが窺える。彼女の主張する「男女貞操」は従来の女性差別的な「貞操」を乗り越えようとした思想であった。

また「貞操は、男女共に、人格と人格とが敬と愛とに依って結び付くの一事です」(久布白 1917e:7)と述べている。先行研究で「その『貞操』論は『人格』の問題として、男女の人間関係のありかたを問題化するジェンダー論であった」(林 2001:19)と記されているが、女性のみならず課せられてきた「貞操」を問題であると捉えており、久布白の「男女貞操」思想には確かにジェンダーの視点が存在していた。「貞操というのは、男女間の道徳を養成すること、結婚の方を男女間の理性に基づいた愛、敬、信頼の上に置くこと、健全なる恋愛の上に置くこと、男子も女子も直接神に対する自己の尊厳を知って結婚前後その身を純潔にする責任を悟ることである。これによって初めて、真の家庭の平和、子孫の幸福を享樂しうる。そして今日我国に行き渡る大多数の家庭の不和、隠し女、隠し子の数を減ずる」(久布白 1919a:4-5)と考えていた。

また「家の妻に対して絶対の貞操を要求しつつ他面男子は、前述統計¹³⁾の示す如く娼妓階級のものに対し其の身を汚し其の血を汚し」(久布白 1918b:6)と指摘したように、久布白は男性社会によって女性が妻と娼妓に二分され、矛盾した扱いを受けていると考えていた。いわゆる女性の二文化への問題意識と捉えることもできよう。

さらに、久布白は「売春」は職業か、「貞操」は売り物かということに関して問題提起している。世間が売春を「一種の職業と心得て居ることは、争われぬ事実」だが、久布白自身は「破廉恥きわまる觀念」(久布白 1917a:5)と捉え、公娼制度の影響であると考えている。「飛田問題にせよ、又品川問題にせよ、当局者側より云う時は、彼等に職業を与えねばならぬという条項が御座い

ます、然し、職業と云うからには、…必ず人の益をなして自分を利して参ります、然し遊女屋と云う店丈けは、入っては人の娘をけがし、出でては人の主人、息子を精神、肉体、経済三面から傷つけてゆく職業です。入るも罪、出づるも罪と云う斯る明々白々な罪悪の家を、職業と呼ぶ価値が何處に在りましょう、之れを大正の御世に於て、他の正業と肩を並べ、薨を並べさせて怪しまぬと云うは何たる国民的恥辱でしょう」(久布白1917a:6)と述べた。久布白は、売春は行う本人も相手方も傷つけることになるので職業ではないと認識している。「入っては人の娘をけがし」という記述から買う方の罪を十分認識していることも窺える。

さて、男女貞操に関しては1926年に大審院で「男子貞操義務」という判決例が出ており、久布白(1926b:2)は「非常な福音」と捉え、大審院長横田秀雄に面会し、意見の交換を行っている。また法制審議会への働きかけも行っていた。

2. 婦人の権利・人権の視点から

久布白(1916e:5)は、「公衆の衛生と云い、性欲の安全弁等と申して見ましても、公娼制度はつまり奴隷制度では御座いますまいか、これを許すと云う事は取りも直さず人身売買の公認…盗人の絶えぬ如く、春を売る者を人類の歴史から絶滅することは難しいとしましても、此を盗み同等に罪悪として取り扱うことは法律の力で出来ぬ事では有るまい」(久布白 1916e:5)と述べている。また「国家が全国民を見る時には、そこに一部の人丈けは金銭を以て売買せられ、又醜業を為す為めに拘禁さるるを許してよいと云う法は有りますまい」(久布白 1916e:6)と考¹⁴⁾え、本当に「婦人の人権、面目」(久布白 1916e:6)について考えるならば、公娼制度を社会衛生上という名目の下に保存しておくわけにはいかない指摘した。

また、久布白(1919b:3)は「労働界に於ける婦人と人権」、「男女の貞操より見たる婦人の人権」や「人権と責任」について考察し、「婦人として同性を保護するために、私共は是非とも今一層婦人としての団体意識を持つに到らねばなりません」(久布白 1919b:5)、「人権を考える時に、第一に浮かぶ考¹⁵⁾えは責任…私共日本婦人が人権を称える前には先ず人としての新しき自覚に立

つ必要があります、家庭の一員として又主婦として、社会の一員として又母として、家庭全般の事に渡り、又社会一般の事に渡り、責任を負うの必要があります」(久布白 1919b:6)と述べた。また、公娼制度の存在は「我々日本婦人は、同性の奴隷制度を黙認し、之れに対して無責任」、「無権利」であることの「烙印」であると指摘した(久布白 1919c:1)。「婦人を人として見る時に、社会政策の為に…又一種の風紀衛生の為に…非人道な奴隷制度を、同性同族の一部の婦人に強いる筈はありません」(久布白 1926a:45)と述べ、「良家の子女の保護」(久布白 1926a:45)のために公娼制度を保持するという考え方を否定している。ここからも女性の二分化に対する問題意識が窺える。

久布白には婦人の権利や人権という視点が存在していた。人権を主張するにあたり、社会の一員としての自覚が必要で、女性の意識変革や団結を促す必要があると考えた。また、同じ女性として、一部の女性に対する人身売買制度や奴隷制度である公娼制度を許してはならないという考えが存在した。

3. 廃娼論における「醜業婦」観と国家的視点

一方で、久布白は日本が欧米の国々と対等に進んでいこうとする時、男女の貞操問題が大きな欠陥であると捉えていた。当時の日本社会では、妾を持ち、芸娼妓に戯れるということは、男子の誇りであるかのように考えている人が少なくなかった。久布白(1917b:7)は当時の状況を批判し、「男女ともに、其身を天の賜物として、之れを聖く保つことを悟り、家族の為め、又子孫の為め、その身を汚す事が如何に恐る可き結果を齎すか熟知する時は、我が身の神聖を保つと云う事が、取りも直さず天に対し、又国家に対する忠と云う事になります」と考えていた。

久布白は婦人の人権という視点を持っていたが、公娼全廃を訴える理由について、「同胞姉妹の恥を灌ぎ、御国の光栄を万国に輝かす為めに、其曇りとなる一点の塵をも拭い去りたい赤心」(久布白 1917b:7)からであると記し、また売春女性たちを「恥辱を知らぬ活ける輸出品、醜業婦」(久布白 1917d:5)と表現したところからは、国家の恥になるから、また、日本の国の栄光のために

「醜業婦」をなくしたいという考えも読み取れる。これらの記述では批判の焦点は国家ではなく女性たちにあり、家族や生活のために海外で売春に従事せざるを得なかった女性たちをさらに苦境に追いやる発言である。一方、同じ文中で「我が国の対外政策中、最も醜恥を感ずるは、貿易商人の嘘と醜業婦の出稼ぎ」(久布白 1917d : 5) と述べてもいる。売春女性ではなく国の政策を恥と捉える側面もあったのである。

IV. 経済問題への視座

1. 久布白と婦人労働問題

久布白 (1919b : 3) は「学校時代に嘗て埼玉県の一工女の悲惨な物語¹⁵⁾をきいて非常に心打たれた事がありました、何かしてやり度いと云うような心持ちが、一寸起こりましたが、其後何等の手がかりもなく過ぎて仕舞いました」と述べたように早くから女工問題に関心を持っていたが、廃娼運動に取り組む中で、婦人労働問題の解決の必要性をより深く認識していった¹⁶⁾。1916年の工場法の施行、1923年、29年の改正、1916年の友愛会婦人部の設置、労働運動の高まり、また1920年の戦後恐慌による国民生活の貧困化など、彼女の婦人労働問題に対する意識の高まりの裏には様々な社会背景があったものと思われる。久布白の婦人労働問題に関する論稿を見ていき、その廃娼論との関係を考察していく。

2. 職業を持つ婦人について

久布白 (1918a : 6) は妻であり母であり、職業を持つ婦人の負担は軽くなく、「二重三重の桎梏」を負っていると考えている。¹⁷⁾「一家を持つ婦人の職業を有するは実に四方八方の監視の下に、あらゆる婦人の義務を尽くして、其余暇を以て之れに当り然して相当職業の効果をおさめねばならぬ」ため「婦人の職業の不振、職業に対する不忠実、不熟練」はやむなき結果であるとしている。こういった状況をふまえ、「社会の世論、過半数の世論をして、男子の父たり良人たる義務を、婦人の母たり妻たる義務と同等に神聖なるものとして認むるに至らしむること」、「男女道德の標準」(久布白 1918a : 7-8) を同じ点まで押し上げるこ

が必要であると考えられるようになる。家庭における男女の不平等さの改善を図ろうと考えていたことが窺える。妻であり母であり、職業を持つ婦人の負担を軽減するために、男性も家庭においてその役割を十分に果たす必要があると考えていた。

また、久布白 (1921b : 4) は「既婚婦人の能力を保護活用すること」、「家事をととのえる、軽便なる方法が案出されてその家庭の人たる義務を果たしつつ尚其余力を積極的に職業上又自己の進歩の為め用いる事」を推奨している。女性の能力を家庭だけではなく社会で活用していく必要性を感じている。

3. 「適当なる職業」の必要性

久布白 (1919b : 4) は「適当なる職業と生計の途ある処には、出稼ぎも少なく、また従って醜業者も減ずる訳です、海外醜業婦に対する積極的方針としては、国内に於いて、適当なる工業を起こすこと、健全なる植民地、また移民地を、国民に与うる事は最も必要」と述べている。また、中堅婦人が「我が姉妹の為に、適当なる職業と、之れに対する生活を保障する報酬」(久布白 1919b : 6) を要求する必要性を主張し、それによって「公娼私娼、海外醜業婦の問題」(久布白 1919b : 6) が解決に向かうと考えた。売春で生計を立てざるを得ない女性の権利を代弁しようとしたものである。

4. 女工問題について

「女工といえば半奴隷の如く苦役して、一二年の内に妙齡の姿を破壊して、省みぬ如き理不尽なる工場も少なからず点々して居ります」(久布白 1919b : 4) とその労働状態を指摘し、「労働時間の制限、生活すなわち衣食住を得しめ、人間としての適当なる修養の施設を与えることは現に妻たり母たり、また将来妻たり母たらんとする女工諸氏のために必要なるのみならず、実に民族経済の上から考えてもこれほど重大な事はありません」(久布白 1921a : 4) と述べている。そして、職業婦人の増加に伴って小児や出産前後の職業婦人の保護等が進んできている英国の例と比較し、久布白 (1921b : 3) は日本の女工生活について「動物の如く寝につく外何もなす余地が無いようです。これでは向上も孝養も望む事は出来ませぬ。女工

生活に終日の労を厭わず働きし後は沐浴して一時間位は淑女らしき座作進退を為し得る環境を作って与える事は将来民族の母を養成する上に必要な事では有りますまいか」と述べた。日本の女工生活の悲惨さを認識し、それを改善していく必要があると考えている。但し女工たちが将来妻や母になることを前提としており母性保護の思想と同時に、「民族経済」や「将来民族の母」という表現から国家の発展のためという考えが窺える。

さらに久布白(1921b:3)は「貧しい家、労働者の家の小児の保護は又最も重大なる問題です。親達の留守の時も、用事のために他出する時も、何等の危険なく遊び得る為に、小設備の遊技場は何よりの必要」というように労働者の子どもにも視野を広げ、児童保護・児童福祉につながる思想も読み取ることができる。

5. エルサレム会議と労働問題研究

1～4でみてきたように、久布白は1910年代後半から婦人労働問題や女工問題に言及していたが、本格的に労働問題に関する研究を行うのは1928年に参加したエルサレム会議(第2回世界宣教会議)においてである。この会議はプロテスタントの全教派が一堂に会し、国際協力宣教の問題を協議していくものである。久布白はその参加の動機について次のように述べている。

彼女等を救おうとし、又救ったと思う一方から、大波のように入って来、又何處からともなく湧いてくる、この浅ましき姉妹の群だ。これは其底の底に貧が有り、どんづまりの生活がある活きた証拠ではないか。この貧の問題、これをどうすればよいのか。この方角だけは抜きにして、今日までは走ってきたが、今では一つ新方向に目を向けないでは居られない、あちらこちらと心を配って居る内に一つの鍵が見出された。それは今度のエルサレム会議だ。…労働問題が知り度い産業組織が解り度い、貧の解決の方法はなきか。有ゆる方面に章魚のように探手を出して求めて居たが、其中心は人格問題、宗教的立場からと云った心から、唯物主義の解釈では安心して居られない、それ

かと云って現在の、キリスト教会には、其指導者は至って少ない。あがき求めて居る際に、このエルサレム会議では産業の人道化と云う項目の有るを幸い、何か手蔓が握れようと、何を措いても行く気になった(久布白 1928:1-2)。

久布白は自らの運動を振り返り、これまでの方法のみで解決を図る限界を感じていた¹⁸⁾。この会議でキリスト教が生活の根本にかかる産業問題に関わっていかねばならないという話があり、久布白が労働問題への意識を高めるきっかけとなった。この会議や旅中での出来事は久布白の著書『女は歩く』に詳しく収められている。

6. 「労働問題物語」からみる貧困問題への視点

エルサレム会議での経験をもとに翌29年、久布白は『婦人新報』に5回に亘り「労働問題物語」を連載した。労働問題は18世紀から20世紀に及び、あらゆる階級の人に関わるものであると考えていた。久布白(1929:15)はこれまで「この階級を生み出すに到った今日までの道徳思想の欠陥と家族制度の余波」については従来自分の論法で答えてきたが、「この境遇に落ち込む原因即ち貧」については全然触れることが出来なかったと考えていた。一方で「貧の問題が少なくとも性の要求と相半する一つの大きな動機」であり、売淫の原因には、「男子側の要求と、女子側の経済的必要」があると考え、前者の要求に対しては「科学的性知識の普及、運動娯楽の施設等」と「道徳宗教の力」、後者の経済的必要に対しては「職業」と「教育」が「最大なる解決の鍵」であると考えた。しかしながら、そのような解決策があっても現状では男性の生活難による晩婚化や女性の経済的独立の困難さなどの問題があり、「双方に弱点と弱点とが結ばれて、売淫はやはりその数を増してゆこう。どうすれば男子の生活難が除かれるか、どうすれば女子の経済的独立が確保されるか、結局は貧の問題の解決、万人の生活の安定が問題の解決の真相ではないか。自分はいつしか問題の半面的解決に、不満と不徹底を見出して、この方面に手探りを始めていた」と労働問題研究の動機について記している。

男性の生活難や女性の経済的独立の問題について考察を深め、結局のところは貧困問題の解決が売春を防止することにつながるという根本的な指摘があり、売春問題の核心を突いている。この後、イギリスにおける「産業革命」、「労働運動」、「思想的背影」、「政治的変動」、「革命か社会政策か」、「我国の行くべき道」について考察していく。その最終回で久布白（1930a：30）は我が国の行くべき道として「今日の労働問題を如何に解決するか、合法的、教育的、漸進的方針によるの外はない…少なくとも一般国民が、殊に教育家、宗教家の如き、其他国家の指導の任にあるものが、更に一層の努力奮励をもって根本的解決に当る可きではなかろうか」と結んでいる。

その後、3回に亘り、『婦人新報』に「東洋労働物語」を連載し、中国・インド・日本について記述した。これも先のエルサレム会議での経験に基づいたものである。日本に関しては女工問題が中心である。その生活状態について「最近国際労働会議等の影響により、幾分緩和の実を挙げ来た観が有る然し尚未だ其大部に於いては、此等女工の年齢の甚だしく幼稚なると、丁年以上に達すれば多く廃業して結婚する等の理由により多く団結力なく、又将来の為に戦う等の必要を感じず、又稀に感ぜず、又稀に感ずる者が有っても、其力なきより直接法に抵触せざる限り、又其能率を低下せざる限りに於いて有ゆる搾取は行われ易い」（久布白 1930b：21）と指摘している。女工の年齢の若さ、労働時間の長さ、工場や寄宿設備の不備と疾病の関係、また産前の保護の欠如などを問題として挙げ、「要するに女工の状態は今日なお寒心すべき有様にあるにもかかわらず、未だ識者の問題たる事が遅く、無言の内に、国家将来の若芽迄摘む如き状態にある、今後大に、その方面に於ける覚醒運動、団結協力の戦線に立つ必要がある」（久布白 1930b：22）としている。

7. 経済問題とその解決策—「娼婦と経済問題」(1933年)の論稿から—

「白リボンを胸につけて、娼婦断行を叫び始めてから、自分丈けの年を数えても既に十七年に成る、そしてこの十七年間自分は何を叫び続けたか、それは娼婦の両脚の一つ即ち道德問題だ、むしろ

人道問題だ、自分はこの問題が左右の脚を有して居ることを知って居る、一つは経済問題である」（久布白 1933：32）

このように考えた久布白は娼婦が廃止後、「其第一に来る問題は何か、娘を売らねばならぬと云った窮迫の際、何によって之を救うか、如何にせばかかる状態を持ち来さずやってゆけるか、即ち経済問題である」（久布白 1933：32）と述べている。売春の供給側である女性にも需要側である男性にも経済的理由があり、前者は「女子に適する仕事無きこと、同時に土地の貧、家の貧」（久布白 1933：33）、後者は「既に丁年を越ゆる身をもって妻子を養うの資力なく、永く独身生活を余儀なくさせらるる」（久布白 1933：34）と指摘している。こういった問題をふまえ、女性に対する解決策として次のような経済的援助の方法を挙げた。「其最小限度の金を用立つる金融機関を、全国一万二千の市町村即ち凡ての自治団体の中に、婦人会、青年団、女子青年団体の中にこの為に特別金融機関を設けて之に当ることが最もよい」（久布白 1933：34）と述べている。同時に男性に対しては次のような解決策があるとしている。「性の教育、又童貞の守り得て健康に無害の事を教えることも必要だ、然し、具体案としては出来得る丈け婚期を早め、夫婦共稼ぎの途をつけ、幼児の為の託児所等施設を完備すること、又共同台所等によって、家庭の仕事を省く社会組織等を考え出すこと」（久布白 1933：34-35）であると述べている。働く男女に対し、「家庭生活の様式を従来のまま」にすることは無謀であり、「女子も結婚をもって凡べての人間としての働きを失うものと思うにも及ぶまい」（久布白 1933：35）と述べ、育児や家事の社会化など女性の働く環境を整えることも視野に入れた論を展開した。

久布白は1910年代後半から売春問題と労働問題・経済問題との関わりを視野に入れた論稿を執筆し、1928年のエルサレム会議を経て、30年代半ばにかけて少しずつそれを深めていき具体的な解決策にも言及するに至っている。

V. むすびにかえて

以上、久布白の娼婦論について『婦人新報』に

おける彼女の論稿を中心にみてきた。先行研究で指摘されてきたように必ずしも社会的な視点や人権の視点が欠如しているわけではない。片山(1916:10)が「売る者にして醜ならば買う者も亦醜ではないか。独り婦人を責めて之を要する男子と社会とが平然と存在し得る理由が何處にあるか」と述べたのと同様に、1910年代の久布白の論稿を読み進めると、彼女が問題の焦点としたのは、「芸娼妓を要する社会」や「芸娼妓なくしては日常の交際もよくせぬ男子」(久布白 1916a:8)であった。買う男性側の責任を問う姿勢や公娼制度は社会の欠陥であるという視点は存在している。本文と照らし合わせて、今一度、久布白落実の廢娼論を考察しておく。

第一に、「男女貞操」思想は久布白の廢娼論の特徴をなすものである。これは彼女が展開する性教育論にも反映されていく。従来の貞操は女性だけに屈従を強いるものであったという問題意識が存在しており、ジェンダーの視点を有し、男女の平等化を図ろうとした思想であった。

第二に、廢娼問題について「婦人の権利・人権」と同時に「責任」から捉える視点も有していた。同じ女性として、一部の女性だけ売買され、奴隷のような扱いを受けるというような公娼制度を許してはならないと考え、女性の二分化に対する問題意識が存在していた。女性に「適切な職業と報酬」が必要であり、中堅婦人が娼妓階級の女性たちの保護のためにそれを要求する必要があるという考えにもつながってくる。

第三に、公娼(売春女性)は国辱であるという視点である。久布白には日本の発展のために、廢娼運動を行うという考えも確かに存在していた。先行研究でも批判されるように、この考えは売春女性たちの支援という観点に立ったものではない。しかし、一方で国家政策としての公娼制度に対する批判という側面も見られる。

第四に、労働問題と経済問題の解決が売春問題の解決につながるという視点である。矯風会総幹事就任後の比較的早い時期、すなわち、1910年代後半から、婦人労働問題や貧困の問題に言及している。「結局は貧の問題の解決、万人の生活の安定が問題の解決の真相ではないか」(久布白 1929:15)という指摘は決して目新しいものでは

ないが、当時の売春問題の核心を突いたものである。これは過去から現在の様々な福祉的課題に通じるものである。こういった視点をどれだけ運動に反映出来たか、即ち売春を行わざるを得ない貧困女性たちへの社会的支援が十分にできたかという、実現できなかった部分も多い。しかしながら、久布白は意識改革などの教育運動を中心に行いながらも、経済問題への視点を持って廢娼論を展開し、運動に取り組んでいたことは従来の研究ではあまり取り上げられておらず、注目に値する。女性特有の経済問題に焦点を当てた論も展開しており、その視点は具体的な経済的援助の策や廢娼後の対策の提言につながり、女性の社会的支援に生かされるものであった。

そして1934年のキリスト者婦人の座談会で久布白は「慈善事業は大がいにして、社会機構の革新は我々の責任なりというところまで行かねばならない」(久布白 1934:26)と発言するに至っている。これは他の婦人運動家との協同による影響である。キリスト者婦人たちが社会機構の革新という視点を持ち、社会運動に参画する必要性を主張していく。

また、久布白はその論稿において売春女性だけでなく、家庭における婦人、職業を持つ婦人などあらゆる層の女性をめぐる状況に言及し、家庭や社会における男女の不平等さに対する認識を深めていった。廢娼問題にとどまらず、婦人労働問題や家庭における婦人の地位の向上、夫婦の共働きの問題、仕事と家事のバランスの問題など、様々な層の女性の福祉にかかわる問題を取り上げていた。その論はあらゆる女性を取り巻く環境の改善を目指すという側面も有していたのである。

【注】

- 1) 久布白落実は1882年12月、熊本県で生まれた。女子学院での生活を経てハワイやアメリカでの海外生活を経験。久布白直勝と結婚、日本に帰国後、1916年に矯風会の総幹事に就任。その後、廢娼運動や婦人参政権運動等に取り組み、矯風会の中心的役割を担う。戦後は売春防止法の成立に尽力し、1962年から71年までは矯風会の会頭も務めた。1972年10月に89歳で死去。
- 2) 矯風会は、1886年に矢嶋楯子らのキリスト者女

- 性によって、「東京婦人矯風会」として設立された。その後全国組織となり、「日本婦人矯風会」(1893年)、続いて「日本キリスト教婦人矯風会」と発展してきた。「平和」、「性・人権(当時は「純潔」)」、「酒・たばこの害防止(当時は「禁酒」)」の三大目標を掲げ、現在も活動を続けている。
- 3)『久布白落実著作集 全6巻』が学術出版会より出されている。
- 4) 広い意味での「女性福祉」とは「女性であるという性を理由に幾重にも重なって生活を脅かす差別をとらえ、支援策を検討しつつ、人権確立をめざすこと」(林 2003: 32)であり、その解決に向けた社会的援助である。
- 5) 矯風会幹事に就任後も久布白は盗みと売春とを比較し、「醜業に身を容るは人の身と魂との盗人となることです」(久布白 1916c: 8)と述べている。また、「芸者も近く交わって見ればやはり同じく人の子です」(久布白 1917a: 4)という記述もある。
- 6) 公娼制度を「国民半数の婦女子の人格を否定するこの売淫制度」(久布白 1925: 18)と捉えた記述もあり、ここからも売春問題と人格を結び付けて考えていることが窺える。
- 7) 1915年4月、大正天皇の大典を期に、同志社女学校を会場として、第23回矯風会全国大会を開催した。その大会において、「公会の席上に醜業婦を侍せしめざる事、其他凡ての風俗を攪乱する行動の取締を嚴重にする事」、「精神的記念として、今後六年間に、公娼制度の廃止を期する事」を決議した。
- 8) 慈愛館は1894年から矯風会に存在している施設。当時、貧しくて身売の可能性のある女性の保護・教育・自立支援などを行っていた。現在も婦人保護施設「慈愛寮」として存続。
- 9) 守屋東(1884～1975)は福岡県に生まれる。1900年、東京府立第一高女卒業、1901年受洗。1904年から1908年まで東京下谷区万年小学校に奉職、スラム街の教育につとめ、1908年矯風会に就職。少年禁酒軍軍長となり禁酒教材を全国の学校に発送し、学生排酒連盟の育成などに尽力。1917年には東京婦人ホーム(1920年に慈愛館と合併)を設立し、婦人救済保護事業に携わる。
- 10) 1916年4月15日大阪府庁が飛田の地二万坪を新たに遊廓敷地として許可した問題。
- 11) 拙稿(2011)「久布白落実と婦人参政権運動をめぐって」『Human Welfare』3(1)、53-67参照。
- 12) 『買売春問題資料集成』第2巻(不二出版)に収録。「公娼私娼全廃の理由」は社会、衛生と経済、道徳の視点から箇条書きで書かれたもので全22か条である。また、「何故に余は公娼私娼の全廃を主張するか」は「公娼も私娼も共に廃止する」ことを初めに主張しており、全11か条である。
- 13) 1916年の内務省の統計によると全国五百数十か所にある官許の遊廓は約5万の公娼を有し、客となる人員は1600余万人ということであった。
- 14) 久布白(1922: 7)は「社会に安全弁が必要だと云って之れを是認する人が有ります、然らば何故に各自の娘を徴兵の如く抽選で之れに当らせませぬか、一方此の中に入りし婦人をば人外のあつかいを為し、他方、之に入る道を公然開きて法律を以て保護すると云うは何たる矛盾」と述べている。
- 15) 別の論稿でも、「埼玉県のある女工が雇主の非道なあつかいのために明を失って、殆ど片輪になろうとして病院に居ると云う話をきいて唯可哀そうと云う念に充たされましたが女工問題は実に由々しき大事です」(久布白 1921a: 4)と述べている。
- 16) 久布白と共闘した廃娼運動家の伊藤秀吉も「労働問題として貴重なる論点は、娼妓てふ人生の最も悲惨な境涯に落ち込む主要原因が『貧困』という経済問題に帰する点である。貧困なるものは個人的な原因もあるけれども、主として社会の生むところで、其責任の大半は社会が負わなければならぬ」(伊藤 1931: 450)と述べた。
- 17) これは久布白自身の妻として母として、また矯風会総幹事としての役割を果たしてきた経験をふまえた発言とも考えられる。
- 18) 川崎(1928: 14)は廃娼は「宗教家や篤志者のみの取り扱う人道問題ではない。政治にも関係し国際上にも影響し教育問題や労働問題や社会問題にもそれぞれ関連する重大問題である」と述べている。

【引用文献】

- 藤目ゆき(1997)『性の歴史学』不二出版。
- 林千代(2003)「女性福祉」『AERA MOOK 新版 社会福祉のみかた』朝日新聞社, p.32。
- 林葉子(2001)「『市民』が『国民』になるとき—久布白落実における『ホーム』論の展開—」『キリス

- ト教社会問題研究』50, 1-30。
- 池末美穂子 (1972)「久布白落実」五味百合子編著『社会事業に生きた女性たち—その生涯としごと』ドメス出版, pp.183-194。
- 石月静恵 (1996)『戦間期の婦人運動』東方出版。
- 伊藤秀吉 (1931)『紅燈下の彼女の生活』実業之日本社。
- 片野真佐子 (1998)「婦人矯風会に見る娼妓運動の思想—再び天皇制下の性と人間をめぐって—」『日本女性史論集5 女性と宗教』吉川弘文館, pp.207-225。
- 片山国嘉 (1916)「余の賤業婦救済意見」『婦人新報』228, 9-11。
- 川崎正子 (1928)『公娼制度撤廃の是非』婦人新報社。
- 久布白落実 (1915a)「道徳上の常備兵 海外生活より見たる日本婦人の将来」『婦人新報』213, 4-7。
- 久布白落実 (1915b)「矯風漫筆」『婦人新報』216, 3-6。
- 久布白落実 (1916a)「立て戦闘は将来に有り」『婦人新報』224, 7-9。
- 久布白落実 (1916b)「希望に輝く五年度へ」『婦人新報』225, 6-9。
- 久布白落実 (1916c)「寄つて以て立つ処を与へよ 本年度第一期の運動」『婦人新報』228, 5-8。
- 久布白落実 (1916d)「秋来らんとする前に 本年度第一期の運動」『婦人新報』229, 5-8。
- 久布白落実 (1916e)「全国の教化せらるるまで」『婦人新報』230, 4-7。
- 久布白落実 (1916f)「貞操の観念と国家の将来」『婦人新報』231, 5-8。
- 久布白落実 (1916g)「公娼廃止と飛田問題」『婦人新報』232, 5-8。
- 久布白落実 (1917a)「根本思想の改造」『婦人新報』235, 4-7。
- 久布白落実 (1917b)「貞操問題に就て小学校職員に訴ふ」『婦人新報』237, 5-8。
- 久布白落実 (1917c)「回顧と希望」『婦人新報』238, 4-7。
- 久布白落実 (1917d)「大阪飛田洗滌運動」『婦人新報』239,4-7。
- 久布白落実 (1917e)「矯風会の内的歴史 (平塚明女史の評論を讀みて)」『婦人新報』241,1-7。
- 久布白落実 (1918a)「苦勞」『婦人新報』249, 5-8。
- 久布白落実 (1918b)「公娼全廃教育運動の三か年」『婦人新報』256, 3-6。
- 久布白落実 (1919a)「基督教婦人矯風会の過去と将来」『婦人新報』266, 3-6。
- 久布白落実 (1919b)「婦人と人権」『婦人新報』267, 3-6。
- 久布白落実 (1919c)「婦人の権利と公娼制度」『婦人新報』268, 1-4。
- 久布白落実 (1921a)「基督教婦人矯風会の本領」『婦人新報』281, 2-5。
- 久布白落実 (1921b)「社会改善の歡喜」『婦人新報』291, 2-5。
- 久布白落実 (1922)「日本婦人参政権協会」『婦人新報』292, 2-7。
- 久布白落実 (1925)「自ら進んで特殊国となるか」『婦人新報』329, 18。
- 久布白落実 (1926a)「現代婦人の要求」『社会事業』10 (2), 45-48。
- 久布白落実 (1926b)「四十年の戦」『婦人新報』344, 2-5。
- 久布白落実 (1928)『女は歩く』市民協会出版部。
- 久布白落実 (1929)「特別講座 労働問題物語」『婦人新報』378, 14-19。
- 久布白落実 (1930a)「特別講座 労働問題物語 (五)」『婦人新報』383, 26-30。
- 久布白落実 (1930b)「東洋労働問題物語(三)日本」『婦人新報』387, 20-23。
- 久布白落実 (1931)「娼妓運動物語 (五)」『婦人新報』396, 7-13。
- 久布白落実 (1933)「自由論壇 娼妓と経済問題」『婦人新報』418, 32-35。
- 久布白落実ほか (1934)「座談会 基督者婦人と社会運動」『婦人新報』432, 20-29。
- 倉橋正直 (2010)『従軍慰安婦と公娼制度 従軍慰安婦問題再論』共栄書房。
- 松倉真理子 (2009)「II 社会事業・社会福祉の時代 第3章 久布白落実 娼妓と女性の福祉」室田保夫編著『人物でよむ近代日本社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房, pp.141-147。
- 森岡清美 (2001)「宗教と社会事業を媒介するもの—キリスト教徒による娼妓廃業支援事業を手がかりとして—」『社会事業史研究』29, 1-14。
- 村上信彦 (1972)『明治女性史 下巻 愛と解放の胎動』理論社。
- 小野沢あかね (2010)『近代日本社会と公娼制度—民

- 衆史と国際関係史の視点から一』吉川弘文館。
- 瀬山紀子（2004）「廃娼運動を担った女たち 久布白落実・矢島楯子」楠瀬佳子，三木草子編「『わたし』を生きる女たち：伝記で読むその生涯」世界思想社，pp.174-194。
- 鈴木裕子（1998）『日本女性運動資料集成 第8巻 人権・廃娼1』不二出版。
- 高橋喜久江（2001）『シリーズ 福祉に生きる39 久布白落実』大空社。
- 高橋喜久江（2004）「矯風会の車の両輪—運動と福祉—」『婦人新報』1248, 9-11。
- 田代美江子（1999）「十五年戦争期における廃娼運動と教育—日本キリスト教婦人矯風会を中心に—」『差別と戦争—人間形成史の陥弄』明石書店，pp.115-148。

Ochimi Kubushiro's view of abolishing the licensed prostitution system — from the viewpoint of women's welfare —

Atsuko Mineyama*

ABSTRACT

Ochimi Kubushiro was a woman activist who worked toward abolishing the licensed prostitution system and achieving women's suffrage in Japan. She had already held an interest in the system prior to becoming a member of the Japan Women's Christian Temperance Union (JWCTU). Her interest was caused by an encounter with Japanese prostitutes in the USA in 1906. Ten years later, she became general secretary, a salaried post, of the JWCTU, and started activities for abolishing the licensed prostitution system. The aim of this paper is to clarify her views on the abolition of the licensed prostitution system on the basis of her activities, and analyzing their relation to women's welfare. Kubushiro believed that both men and women had to protect each other's *chastity*. She pointed out that traditionally *chastity* was imposed only on women and this represented a gender inequality. This view was considered progressive in her days. Also, she took up the viewpoint of women's rights and responsibilities. She thought it was wrong to permit women to be trafficked and to be treated as slaves, so middle-class women needed to make demands for employment and proper pay. On the one hand, she looked upon prostitutes as a national disgrace. This didn't lead to support for them. On the other hand, she decried not prostitutes but the policy of having a licensed prostitution system in Japan. Furthermore, she recognized the necessity of solving labor and economic problems. She wrote articles about these problems in the latter half of the 1910s, deepened understanding of them in 1928 when the 2nd International Missionary Council (the Jerusalem Council) was held, and gradually put forward concrete ways of solving these problems. In her articles, she took up women's labor problems, the improvement of housewives' status, double-income families, and other issues. She aimed for the improvement of all women's standing and strived to bring progress to opinions about women's welfare.

Key words: Ochimi Kubushiro, abolishing licensed prostitution system, women's welfare

* Doctoral Course Researcher, Graduate School of Kwansei Gakuin University